

知っていますか？「避難行動要支援者登録制度」

「避難行動要支援者登録制度」とは、避難指示等が出るような大規模な災害が発生したときに、自身の障がいや病状などの理由により、自力で避難することが困難である方が、事前に情報を登録していただくことで、災害時の地域活動に活かしていく制度です。



ご了承ください！

登録された情報は関係機関等に提供いたします。

〔関係機関等〕

市の関係部署、警察署、消防署、社会福祉協議会、民生児童委員、町内会（区）、自主防災組織等

※登録された個人情報、市及び情報の提供先において適正に管理します。

ご理解ください！

この制度は、災害時に備え、自力で避難が困難な方の情報を関係機関で共有し、普段からの地域における見守り活動や防災意識を高めることによって、少しでも災害時の被害を減らそうとするものです。



◆登録対象者

対象となる方は次の①～③の条件をすべて満たし、④～⑨に該当する方です。

- ①御坊市において自宅で生活している
- ②関係機関への情報提供に同意する
- ③災害時に自力で避難行動をとることが困難である

----- 上の条件を満たさない場合は、対象となりません -----

- ④75歳以上の高齢者だけで構成された世帯の方
- ⑤介護保険の要支援または要介護認定を受けている方
- ⑥身体障害者手帳1級または2級の交付を受けている方
- ⑦療育手帳の交付を受けている方
- ⑧精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方
- ⑨特定疾患医療受給者証の交付を受けている方

※④～⑨に該当しない方で、登録を希望される方は健康長寿課までご相談ください。



◆登録方法

登録を希望する方は、登録申請書に必要事項を記入し、健康長寿課へご提出ください。

登録申請書は、健康長寿課の窓口で受け取るか、市ホームページからダウンロードできます。

詳しくは、右の二次元コードからご確認ください。

※申請書は1人につき1枚です。

ご家族の中で対象者2人の場合は、別々にご記入ください。



市ホームページ